

# 漏水かな？ と思ったら

問＝上下水道課上水道係  
☎956-2101（内281）

## 水道の漏水を確認してください

水道の使用状況が変わっていないのに上下水道料金が大きく増えた場合、水道が漏水している可能性があります。水道メーターから蛇口までの間で漏水があった場合、使用していない水量の料金まで負担していることとなります。

## 漏水の確認方法

宅地内での漏水は、水道メーター中央部にあるパイロットマーク（八角形の銀色のもの）の回転の有無で確認できます。通常、パイロットマークは水を使用した際に回転し、水を全く使用していないときは回転しません。そのため、水を全く使用していない時に回転している場合は、宅地内で漏水している可能性があります。漏水の早期発見のため、定期的にご確認ください。



パイロットマーク

## 漏水修理の費用負担

漏水を発見した場合、指定給水装置工事事業者一覧（町ホームページに掲載）の中から修理業者を選び、修理をしてください。ただし、宅地内であっても、道路から水道メーターまでの間は、水道事業者（町上下水道課）で修理を行います。

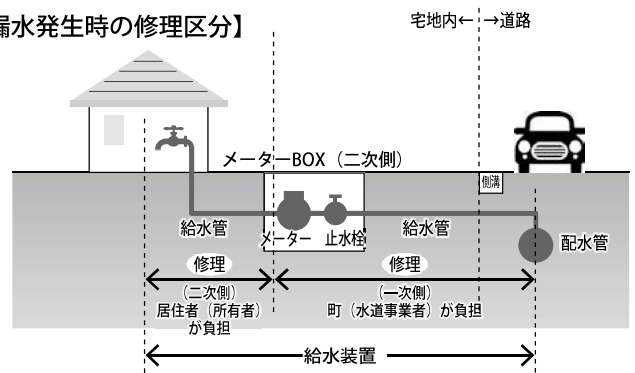
## 給水装置と管理区分

給水装置（配水管から蛇口まで）のうち、配水管から水道メーターまでの給水装置を「一次側」、水道メーターから宅内の蛇口（給水栓）までの給水装置を「二次側」と言います。

「一次側」での漏水は、原則、水道事業者（町上下水道課）が修理します。ただし、宅地内を掘削した場合、土またはコンクリートによる復旧までは実施しますが、樹木、タイル、鉄平石等は居住者（所有者）負担で復旧していただきます。

「二次側」での漏水は居住者（所有者）負担で修理をしてください。その際、指定給水装置工事事業者一覧の中から業者を選び、居住者（所有者）から直接業者へ修理依頼をしてください。

### 【漏水発生時の修理区分】

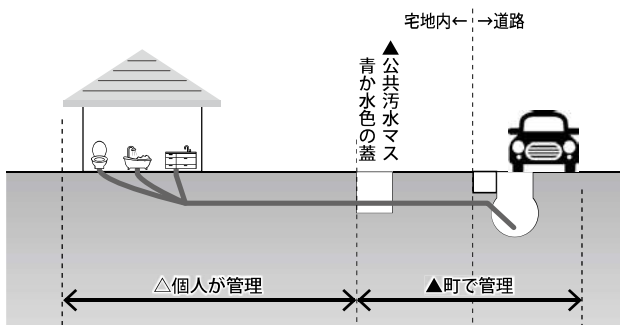


# 排水管が詰まったら、排水設備を変更するなら

問＝上下水道課下水道係  
☎956-2101（内291）

## 排水管が詰まったら

宅内での排水管等の詰まりは、▲の範囲は町の管理の範囲（宅地内の雨水は個人）です。△の範囲であれば個人の設置・管理範囲となります。



↑青色の蓋  
（直径15cm）



↑水色の蓋  
（直径30cm）

## リフォーム等で排水設備を変更される方へ

個人の設置・管理範囲内でも、新築工事、リフォーム工事の際に排水設備の新設、変更を行おうとする時は町に計画を申請し、工事完了後、町の完了検査を受けなければなりません。これらは条例で定められており、違反した場合は罰せられる場合があります。（大山崎町公共下水道条例第5～9条）

排水設備を設置、変更する場合は、大山崎町公共下水道排水設備指定工事店にご相談ください。

## 工事依頼は指定工事店に

指定工事店は、安心して工事を任せられることができるように、条例が掲げる要件に適合している工事店を、町長が指定するものです。排水設備の設計、施工は指定工事店に行わせなければなりません。（大山崎町公共下水道条例第6条）

排水設備工事の相談や見積、施工は「大山崎町公共下水道排水設備指定工事店」に依頼してください。

### ▲公共汚水マス

敷地境界付近にある敷地内の最終マス（町章入り）です。

町の管理となるため、このマスの詰まり等は町に連絡してください